

分科会での検討の進め方等について（案）

1 正副リーダー、全体会発表者兼記録者、広報・PR委員会委員の選出

（1）正副リーダー

- ・ 各分科会の議事の進行、及び分科会間の議事を調整する
- ・ 正副各1名選出し、上記の役割を分担する

（2）発表者 兼 分科会記録者

- ・ 別紙様式「分科会会議要点録」を作成するとともに、各回の分科会の最後に内容を発表し全員で確認する
- ・ 各回終了後、分科会会議要点録を事務局に提出し、事務局は、これを電子データ化するとともに、全委員に提供する
- ・ 原則として、各回の分科会ごとに交代する

（3）広報・PR委員会委員

- ・ 市民へのPR・周知方法の企画をし、実施を委員・事務局との連携により行う
- ・ 各分科会から、2名選出とするが、事前に参画希望があるため、第3分科会から1名選出する

【委員参画希望者】

第1分科会：竹内委員、原委員、増沢委員

第2分科会：荻原委員、佐藤委員

第3分科会：立掘委員

2 検討の進め方

（1）検討の目的

- ・ これまで資料として提供した検討項目（論点）をもとに、「既に存在する法令や本市の制度」「他自治体の自治基本条例」を参考に、地域課題や上田市の良いところ改善すべきところなどを話し合いながら、
「条例に盛り込みたい事項についての考え方（分科会での意見）」
「条例に盛り込むべき事項」
をまとめる。

「条例に盛り込みたい事項についての考え方（分科会での意見）」	条例に盛り込むべき事項を検討し、まとめる上での、特に重要な考え方や方針など
「条例に盛り込むべき事項」	提言書の中身となり、最終的には条文の内容となっていく文言や表現

できるだけ簡素・簡潔な表現を目指し、箇条書きとする。

- ・ 「条例に盛り込みたい事項についての考え方（分科会での意見）」「条例に盛り込むべき事項」は、第 5 回委員会で参考資料として提供した「江別市自治基本条例のあり方に関する提言書」の提言案・解説を参考にまとめる。

< 例 > 市民の定義（江別市自治基本条例のあり方に関する提言書）

4．用語の定義（条例に盛り込むべき事項） この提言書で使われる用語は、次のように定義します。 （１）市民 市内に住んでいる人、市内で働く人や学ぶ人、市内で活動する法人や団体をいいます。
【解説】（条例に盛り込みたい事項についての考え方（分科会での意見）） （１）市民 ここでの「市民」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき江別市に住所を有する者（外国人を含む。）に限らず、江別市のまちづくりに関係が深いと思われる市内で働く人や学校で学んでいる人、市内で事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人等や自治会、NPO・市民活動団体等の団体も含めて広い意味の市民としています。

- ・ 必要に応じて、項目をまとめたり、分けたり、追加したりする。
- ・ 対立する考え方、盛り込みたい事項があってもまとめにくい場合は、無理にまとめず、併記する。

（２）検討の流れ

< 事務局で想定している日程 >

2月 21日（本日）	第 1 回分科会
3月第 2週	第 2 回分科会
3月最終週	第 3 回分科会
4月第 3週	第 4 回分科会
5月第 2週	（全体会）

- ・ 第 1 回分科会では、市民の声をどのように集めていくかについて、分科会での方針及び全体での方針案を検討し、運営委員会に報告する。
- ・ 原則として、すべての分科会が同時開催されることが望ましいが、話し合いの進捗状況や、委員の都合などを加味して、分科会で開催日を決定する。なお、要綱で会議は会長が開催することになっているので、開催日を事務局が連絡を受け、委員に通知すると共に、他の分科会委員にも情報提供する。
- ・ もっと回数を重ねて議論したい場合など、上記回数を超えて開催したい場合には、分科会と事務局で協議のうえ、適宜開催する。
- ・ 全体会までに意見をまとめ、全体会で発表することを前提に、分科会を進める。

- ・ 松下啓一著『自治基本条例のつくり方』を参考に、検討委員会に割り当てられた項目について、計画的に検討を進める。
- ・ 他の分科会に関わる論点及び全体会で協議を希望する重要論点については、「委員・事務局等連絡表」に検討してもらいたい事項を記入し、連携をとって検討を進める。
- ・ 他の分科会への参加は自由です。

3 その他留意事項

- ・ 上田市民憲章、総合計画まちづくり基本理念を念頭に置きながら検討する。
- ・ 必要に応じ、KJ法などのグループワーク手法を用いて検討するなど、意見集約に向けて工夫をする。なお、その場合に必要な文具（ペン、模造紙、付箋紙など）は事務局が用意する。（あらかじめ事務局に連絡のこと）
- ・ 議論の際に必要な資料があれば、事務局へ照会する。
- ・ 議論の際に出た疑問等は「委員・事務局等連絡表」により事務局へ照会する。なお、アドバイザーの先生方への質問についても事務局へ提出すること。

< 参考 >

■ ワークショップとは

ワークショップは「作業会議」といった会合の持ち方です。

そこでは、意見を言いつけなしにするのではなく、参加者がそれぞれ手足や目、耳を動かして、自分の意見を紙に書いたり、みんなで図面を作ったりしながら、問題を整理し、検討を深めていきます。

（主なルール）

- 他人の意見・発想を批判しない。

■ KJ法とは

文化人類学者の川喜田二郎氏（Kawakita Jiro）が考案した問題解決の技法のひとつ。無秩序な情報を小さい紙片に一つずつ書き込み、それらの紙片を整理することにより、新たな発想や共通点を発見し、問題解決のヒントや糸口を導き出す手法

- 自由な意見・アイデアを歓迎する。
- 意見・アイデアは質より量を多く出すことが大切。

